

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月から37年3月までの期間及び49年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から37年3月まで
② 昭和49年4月から同年6月まで
③ 昭和50年7月から52年4月まで
④ 昭和56年8月から61年3月まで
⑤ 昭和61年5月から平成11年3月まで

国民年金保険料納付記録の照会の結果、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できないとの回答を受けたが納得できない。

申立期間①については、A市B区内の洋服店で住込みで働いており、町内会と親方から国民年金加入を勧められ加入した。その後、店に集金人が来て保険料を納付していた。

申立期間②については、同区内の別の場所に住居を構え、同店に勤務していた。この期間も集金により保険料を納付していた。

申立期間①及び②については、集金による納付であり、空白期間ができた場合集金人が気付くはずである。

申立期間③については、A市C区に住んでいた時期であり、C区役所窓口で保険料を納付していたはずである。当時、国民健康保険にも加入しており、C区役所は国民健康保険料と国民年金保険料の納付窓口が同じであったので、国民健康保険料のみを納付して国民年金保険料を納付しないという状況は考え難い。

申立期間④については、勤務していた会社が経営し、D市内の大型商業施設内で私が店長を任されていた店を買取り、同店を運営していた。店を買取った時点で、厚生年金保険被保険者資格を喪失したので、国民年金の被保険者資格取得手続をした。このとき、住居はC区にあったため、C区

役所窓口で保険料を納付したと思うが、資格取得手続は、D市役所で行ったように思う。同時期に妻も国民年金に加入し、保険料を納付していたが、私と妻は別々に保険料を納付しており、私は国民健康保険料と国民年金保険料を合わせて、C区役所で納付した。

申立期間⑤については、昭和61年にC区からD市に転居し、それ以降、E銀行本店で口座振替により保険料を納付していたと思う。妻とは別口座だった。申立期間⑤の一部ではあるが確定申告書の控えも所持している。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び②については、申立人は、昭和36年12月に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、申立人が商店に勤務していた期間は、申立期間①及び②を除き保険料をすべて納付済みであり、当該期間については、店主等の勧奨もあり、国民年金保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人の所持する国民年金手帳の印紙検認欄において、申立期間①の検認印が無いが、同様に検認印の無い昭和42年1月から同年3月までの期間は、社会保険庁の記録では納付済みとなっていることから、当該期間は過年度納付したものと考えられ、申立期間①についても過年度納付をしたものと推認される。

さらに、申立期間②については、前後の期間が納付済みであり、申立期間②の前後を通じて、申立人の生活状況に大きな変化は無く、申立期間②のみを納付しない合理的な理由は無いことから、申立期間②についても、保険料を納付したと考えるのが自然である。

- 2 一方、申立期間③について、申立人は、「国民健康保険に加入していたので、同じ窓口で保険料を納付する国民年金についても保険料を納付しているはずである。」と主張しているところ、申立期間③当時、A市C区役所においては、国民健康保険料と国民年金保険料の納付窓口が同じであったことは確認できるものの、申立人の妻は、申立期間③当時厚生年金保険被保険者であり、健康保険についても政府管掌健康保険又は健康保険組合に加入していたことが確認できる上、「私が厚生年金保険に加入している間は、夫を被扶養者にしていたように記憶している。」と供述しており、ほかに申立人が保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。
- 3 申立期間④については、申立人は、「昭和56年8月に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、国民年金被保険者資格を再取得した。」と主張しているが、社会保険事務所が保管している申立人の特殊台帳によると、申立人が同年8月ころに国民年金被保険者資格を再取得した形跡は無く、当該時期の被保険者資格は、申立人がD市に転居した61年7月以降にさかのぼって取得したものと推認できることから、当該時点では、申立期間④の一部

は、時効により納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は「申立期間④については、D市で資格取得手続きをしたと思う。」としているところ、当該期間中の申立人の住所はA市C区にあったことが確認でき、D市で資格取得手続きを行うことはできない。

さらに、申立期間④のうち申立人の妻が国民年金被保険者資格を取得した昭和58年4月から61年3月までの期間については、妻も未納であり、申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

4 申立期間⑤については、申立人は、昭和61年7月にD市に転居し、申立期間⑤直前の同年4月の保険料を転居後の同年8月28日に納付したことが確認できるが、保険料の納付方法については、D市が保管する収滞納一覧表によると、申立人が主張する口座振替の手続を行った形跡や保険料の納付記録も無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

5 2、3及び4の記述に加え、申立期間③、④及び⑤については、申立人が申立期間③、④及び⑤の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無い上、申立人夫婦から提出された確定申告書の控えにも、国民年金保険料納付に関する記載が無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

6 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月から37年3月までの期間及び49年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から53年3月まで

国民年金への加入は母親が手続をしてくれた。狭い地域なので父親と同じ仕事をしていて父親が加入して自分が加入していないと不審がられるので加入したはずである。保険料は、地区の婦人部で集金してくれていた。母親は早くに亡くなったが、昭和46年に結婚してからは、妻が保険料を納付していた。妻も20歳から国民年金に加入し、全期間納付しているし、同居していた父親も制度発足当初から納付している。自分で手続はしていなかったが、国民年金に加入しないというような意識は無いし、意思表示をしたことも無い。妻は地区の集金担当もしたことがあり、家族全員の保険料を納付していたはずなので、自分だけが長期間未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその父の保険料を納付していたとする申立人の妻は、20歳から国民年金に加入し、任意加入対象者であった期間も含め国民年金に該当する期間は保険料を完納しており、また、同居していた申立人の父も制度発足時から国民年金に加入し、申立期間に該当する期間を含め保険料を完納しているなど、申立人の妻の国民年金保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人の妻は、婚姻後、申立期間中の昭和47年*月に20歳になっているが、このとき、国民年金の加入手続をし、強制加入扱いとなっていることが確認でき、強制加入の場合は、夫である申立人が国民年金加入該当者であることを行政側は把握していたことになるが、申立人の妻は、申立人の

国民年金の加入手続等に関して指摘を受けたような記憶は無いとしており、仮に、この時点で申立人の国民年金について、加入勧奨等が無かったとすれば、申立人は国民年金に加入し、保険料も納付していたものとするのが自然である。

さらに、申立人が居住していた地区では、制度発足当初から地域の婦人部等による集金組織があったことが確認でき、申立人と同じ地区内に居住し、集金も担当していたとする近隣者から「申立期間のころは、地区の婦人部で保険料を集金し、未加入者や未納者については、納付勧奨もしていたが、当該地区では、長期間未加入、未納の者はいなかったと思う。申立人が保険料を納付していたかどうかは記憶していないが、申立人宅で申立人のみが長期間未納であったとは思われない。」との供述が得られた。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、同社本社）における資格取得日に係る記録を昭和37年4月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月14日から同年5月1日まで

申立期間の年金記録について照会したところ、厚生年金保険の加入の事実が確認できない旨の回答があった。

私は、昭和31年10月16日から平成9年3月31日までの期間、A社に継続して勤務し、何度か転勤はあったが、途中退職したことはないので、申立期間について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社から提出された申立人に係る「人事台帳」及び申立人から提出されたC厚生年金基金の「一時金支払通知書」から、申立人が同社に継続して勤務し（昭和37年4月14日に、A社D工場から同社B工場に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA社B工場における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間当時の関連資料が残っていないことから不明。」と供述しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和46年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月21日から同年7月17日まで

昭和42年4月にA社に入社し、退職することなく、現在に至っている。45年5月に同僚3人と一緒に技術研修生として同社C工場から同社D工場に転勤し、その後、同社C工場に帰任した際に、厚生年金保険の加入記録が1か月欠落しているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社本社人事部から提出された申立人の「人事台帳」及び「在籍証明書」から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和46年6月21日にA社D工場から同社C工場に異動。）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る社会保険庁の管理するA社C工場における厚生年金保険被保険者資格取得時のオンライン記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が「今回の年金記録の漏れは、転勤時の厚生年金保険被保険者資格の取得、喪失に関する当社の手続ミスと考えられ、申立人から保険料を控除しているが、社会保険庁に保険料を納付していないと判断します。」と厚生年金保険の手続について誤りを認めていることから、申立人に係る社会保険事務所

の記録が失われたとは考え難い上、申立人と同時期にA社の他工場からD工場に異動し、申立人と同様に研修を受けていた14人について社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険被保険者名簿及び原票を見ると、同社C工場以外の工場からの異動者10人については、同社D工場から異動元の工場に異動した際と同保険の記録は継続しているにもかかわらず、申立人を含めた同社C工場への異動者4人については、同社D工場において、昭和46年6月21日に同保険の被保険者資格を喪失し、同社C工場において、同年7月17日に同資格を取得していることが確認できることから判断すると、事業主は社会保険事務所が保管する記録どおり、同年7月17日を申立人の同社C工場における厚生年金保険被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和40年4月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年6月1日から39年3月1日まで
② 昭和39年4月1日から40年4月1日まで

A社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入履歴について、社会保険事務所に照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

私は、15歳のころからA社に住み込みの正社員として勤務しており、厚生年金保険の加入記録が1か月というのは納得できない。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立期間当時のA社の事業主及び同僚の供述から、申立人は、申立期間②当時、同社に住み込みで勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所に保管するA社の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された申立人の生年月日は誤っている上、同被保険者原票では、申立人は、昭和39年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているにもかかわらず、同年10月1日及び40年10月1日に標準報酬月額の定時決定が行われたことが認められ、これらの記録を前提とすると、申立人が39年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立

人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和40年4月1日であると認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票により、8,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①については、申立期間当時のA社の事業主、元取締役及び同僚の供述から、申立人が、申立期間①当時、同社に住み込みで勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の申立期間当時の事業主は、「申立期間①当時、厚生年金保険の加入時期については、本人に継続勤務の意志があれば入社時に加入させ、その意志がはっきりしない者には試用期間を設けたが、紹介等により途中入社する者が多かったので、試用期間は一律では無かった。」と供述しており、同僚も「高校卒業後の昭和36年4月1日に入社したが、厚生年金保険の加入記録は、同年8月1日となっていた。」と供述していることから、申立期間①当時、同社では、期間は一定では無いものの試用期間が存在していたものと考えられ、申立人についても、期間は特定できないものの一定の試用期間があったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間①当時、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた具体的な記憶は無く、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、給与所得源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和50年3月20日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和50年1月及び同年2月の標準報酬月額については6万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和50年3月20日から同年11月30日までの期間については、申立人が当該期間に勤務していたとするA社は、当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を同社により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同年11月30日とし、当該期間の標準報酬月額については、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月30日から同年11月30日まで

社会保険事務所へ厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について加入していた事実が無い旨の回答をもらったが、昭和50年11月30日までA社に継続して勤務し、給料から保険料を控除されていたので、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が保管する給与明細書により、申立人が昭和46年3月13日から50年11月29日までA社(****-****)に継続して勤務していたことが確認できるが、社会保険事務所の記録によると、申立人の厚生年金保険被保険者期間は、A社(****-****)における46年3月13日から50年1月30日までとなっており、申立期間の記録は無い。

なお、社会保険事務所の記録では、A社（****-****）は昭和50年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理がされているが、法人登記簿により同一法人であることが確認できる事業所「A社（****-****）」が、同年12月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、昭和50年1月30日にA社（****-****）の厚生年金保険被保険者資格を喪失している申立人を含む17人の同資格喪失届が、同事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年2月28日に同資格を喪失している同僚6人の同届と同じ同年3月20日付けで受理され、同年1月30日にさかのぼって同資格を喪失する形で処理されている上、これら23人のうち5人はA社（****-****）が厚生年金保険適用となった同年12月1日に、同じく7人は関係会社であるB社が厚生年金保険適用となった同年7月1日に同資格を取得しており、これら12人のうち調査に協力が得られた6人（A社（****-****）での同資格取得者は3人）全員が、A社（****-****）の同資格喪失後も継続して勤務していた旨の供述をしていることから、同事業所が適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、厚生年金保険の適用事業所でなくなったとする処理を行うこと、及び申立人が同資格を喪失することに合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和50年1月30日に被保険者資格を喪失する旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社（****-****）における同資格喪失日は、同資格喪失届の受理日である同年3月20日と認められる。

なお、昭和50年1月及び同年2月の標準報酬月額については、申立人のA社における49年12月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち昭和50年3月20日から同年11月30日までの期間については、上記のとおり雇用保険の記録及び申立人が保管する給与明細書により、当該期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

さらに、A社（****-****）が厚生年金保険適用となった昭和50年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している5人のうち3人が申立期間中に給与から厚生年金保険料が控除されていたと供述しており、そのうち2人が「申立期間当時、給与から保険料が控除されていたのに保険診療が受けられなかったため会社に談判したが、国民健康保険への加入を勧められただけで、保険料は返還してもらえなかった。」旨の供述をしていること、別の1人が、「新しい健康保険証受領後に、古い健康保険証を返納した。」旨の供述をしていることから、当該期間において引き続き同事業所で勤務していた者については、継続して厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと考え

るのが妥当である。

一方、上記のとおり同僚6人が当該期間においても引き続きA社に勤務していたと供述していることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人はA社に勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和50年3月から同年10月までの標準報酬月額については、申立人のA社における49年12月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、昭和50年3月から同年10月までの期間の、申立人に係る保険料の事業主による納付の義務の履行については、既に事業主が死亡していることから保険料を納付したか否かについては不明であるが、社会保険事務所が保管する記録によるとA社は当該期間において厚生年金保険の適用事業所ではないことから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から44年3月までの期間、58年4月から61年3月までの期間、同年8月から62年3月までの期間、同年11月から63年3月までの期間、平成元年1月から同年3月までの期間及び4年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月から44年3月まで
② 昭和58年4月から61年3月まで
③ 昭和61年8月から62年3月まで
④ 昭和62年11月から63年3月まで
⑤ 平成元年1月から同年3月まで
⑥ 平成4年1月から同年3月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答を受けたが納付できない。

申立期間①については、昭和40年10月に婚姻し、国民年金に加入した。夫が納付済みとなっているにもかかわらず、私が未納となっていることは考え難い。

申立期間②については、勤務していた会社を退職したため、国民年金被保険者資格を再取得し、保険料を納付した。A市B区役所で再取得手続きをし、保険料は、C銀行（現在は、D銀行）E支店から口座振替で納付したように記憶している。同期間は、夫も未納となっているが、夫とは別に保険料を納付していた。

申立期間③、④、⑤及び⑥については、昭和61年にA市B区からF市に転居し、それ以降、G銀行本店から口座振替で保険料を納付していた。各申立期間の前後は納付済みとなっているにもかかわらず、このように数か月ずつ未納になっていることは不審に思う。当該期間の一部ではあるが、確定申告書の控えも所持している。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年9月に払い出されていることが確認でき、ほかに別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらないことから、40年10月から42年6月までの期間については時効により保険料を納付できない期間であり、このほか42年7月から44年3月までの期間の保険料を過年度納付をしたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 2 申立期間②については、申立人は、「勤務していた会社を退職後、A市B区役所で国民年金被保険者資格の再取得をしたと思う。」としているが、申立人の所持する国民年金手帳には、申立人が保険料を納付したと主張する区に転居した記載は無く、従前の住所地であるA市H区から次に転居したF市の住所変更が記載されていることから、申立期間②に居住していたとするA市B区では、国民年金の手続は行われていなかったものと推認され、申立人が、申立期間②について、B区役所で被保険者資格の再取得を行ったとは考え難い。
- 3 申立期間③、④、⑤及び⑥について、申立人は、口座振替による保険料納付を主張しているが、F市が保管する国民年金収滞納一覧表によると、昭和61年度から平成3年度については、申立人について口座振替の手続を行った形跡は無い。

また、申立人の昭和61年度、62年度、63年度及び平成3年度の保険料納付状況をみると、納期限に遅れた納付が散見される上、各年度において、申立期間直前の月の保険料は、当該年度末の3月又は現年度保険料納期限である4月に納付されていることが確認できることから、各申立期間の保険料は過年度納付の扱いとなるが、いずれの申立期間についても申立人に過年度納付をした記憶は無い上、ほかに過年度納付を含め保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 4 1、2及び3の記述に加え、すべての申立期間について、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、預金通帳等)が無い上、申立人夫婦から提出された確定申告書の控えにも、国民年金保険料納付に関する記載が無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月から 41 年 12 月まで

申立期間は、現在の A 県 B 市 C 町にあった D 社で、住み込みで勤務していた。

申立期間中に、健康保険証を使って病院で治療を受けた記憶があり、健康保険と厚生年金保険はセットで掛けると聞いているので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録を見ると、申立期間のうち昭和 41 年 4 月 1 日から同年 12 月 29 日までの期間、事業所名は不明であるが、現在の A 県 B 市内の事業所における同保険の被保険者記録が確認できる上、申立人の住所の異動状況を見ると、40 年 12 月 24 日から 42 年 1 月 19 日までの期間、申立人が申立てに係る事業所が所在していたと主張している同市 C 町に居住していたことが確認できることから、申立期間のうち、少なくとも雇用保険の被保険者記録が確認できる期間は、申立人が同市内の事業所で勤務していたことが認められる。

一方、申立人は、申立期間当時勤務していた事業所について、「事業所の名称は D 社で、事業主の氏名は E である。事業主の自宅は、現在の B 市 C 町の街中にあったと思うが、私は同市 C 町の F か G にあった工場の 2 階で住み込んでいた。工場の近くには H があった。」と主張しているところ、社会保険事務所の記録には、D 社も I 社も厚生年金保険の適用事業所として確認できないが、法務局の管理する法人登記簿により、申立期間当時、現在の A 県 B 市内に事業主の氏名が J である K 社（後に、L 社）が所在していたことが確認でき、同社の事業主の子息は、「申立期間当時、現在の B 市 C 町の F か

Gあたりに工場があり、工場の2階で若い人が住み込んでいたことを覚えている。また、同工場の近くにHもあった。」と供述していることから、申立人が主張しているD社は、K社であったと推認できる。

しかしながら、社会保険庁の管理する記録において、A県内に所在するK社は、厚生年金保険の適用事業所として確認することができない上、前述の同社の事業主の子息は、「申立期間当時、同社は、適用事業所として社会保険事務所に届け出ていなかったと思う。」と供述しており、社会保険庁の管理する同社の事業主の年金記録を見ると、申立期間は国民年金に加入しており、同保険料も納付していることが確認できる。

また、申立人は、申立てに係る事業所の同僚の人数及び勤務形態について、「私以外に4人の同僚がいたが、それらの同僚は、12月から3月ころまでの冬場は仕事に来ず、失業保険を受給していたと思う。」と主張しているところ、同僚4人に関する記憶が姓のみであることから当該同僚を特定できないため、申立期間当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いに関する供述を得ることはできない。

さらに、法務局が管理する法人登記簿によれば、K社は既に解散し、同社の事業主は死亡しており、同社の事業主の子息も「申立期間当時の書類は残っていない。」と供述していることから、申立期間当時の同社の従業員の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の取扱いに関する供述及び関連資料を得ることができない上、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 1 月 1 日から 19 年 3 月 2 日まで
② 昭和 19 年 4 月 11 日から同年 4 月 24 日まで
③ 昭和 19 年 10 月 16 日から 20 年 7 月 3 日まで

年金記録を確認したところ、申立期間①及び②については、厚生年金保険の加入期間となっていない。しかし、A社で勤務する前は、B市内の造船会社で勤務しており、その時期は昭和 18 年ごろからではなかったかと思うので、調査してもらいたい。

また、A社での在籍期間である申立期間③については、脱退手当金が支給済みとされているが、厚生年金保険に関する給付はもらったことが無いはずなので、記録を訂正してもらいたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の加入記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②については、B市にあったC社(昭和 20 年 10 月にD社に、23 年 11 月にE社にそれぞれ商号変更)で勤務していたとしている。

しかしながら、E社は、法務局の記録によれば、昭和 49 年 10 月に職権で解散しており、申立期間①及び②当時の事業主は死亡している上、同僚であった者の多くが既に死亡あるいは所在不明等のため、申立期間①及び②における申立人の勤務実態の有無及び厚生年金保険料控除に係る事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

また、当該事業所のほかに、社会保険事務所の記録により、昭和19年3月3日から同年4月11日までの期間に記録が確認できるF社（現在は、G社）に照会したが、同社の総務担当者は、「申立期間①及び②当時、B工場があったことは社史で確認できるが、当時の従業員について分かる資料は無い。」と供述している上、同僚であった者の多くが既に死亡あるいは所在不明等のため、申立人の勤務実態の有無及び厚生年金保険料控除に係る事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

さらに、社会保険事務所が保管する両事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間①及び②においては、同名簿に申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人が、申立期間①及び②当時、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②における厚生年金保険料をそれぞれの事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間③については、社会保険庁が管理するA社における申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間③の脱退手当金は、支給決定金額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約11か月後の昭和21年9月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の遺族から聴取しても、「脱退手当金を受給したという話を聞いたことが無い。」というほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

香川厚生年金 事案 360

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 2 日から 54 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社（現在は、B社）での厚生年金保険被保険者期間は昭和 54 年 4 月 2 日から同年 9 月 1 日までとの回答があったが納得できない。

昭和 53 年 4 月 1 日にそれまで勤務していたC社を退職し、同月 2 日にA社へ入社した。その後、54 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失するまで継続して勤務していたので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のC社を退職してからA社で勤務し始めたころの記憶は詳細かつ具体的であり信憑性がある上、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票で、申立期間中に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる複数の同僚が、「自分が同事業所で勤務し始めたときに、既に申立人は同事業所で勤務していた。」旨の供述をしていることから、申立人が、申立期間当時において、同事業所で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、雇用保険の記録では、申立人は昭和 54 年 4 月 2 日付けでA社において同保険の被保険者となり、同年 8 月 31 日付けで同事業所を離職したこととなっている上、申立期間当時の関係者の一人が、「申立人は、C社を退職後、すぐにはA社へ入社していない。同事業所で勤務していた期間は、長くても半年程度である。」旨の供述をしており、これらの内容が社会保険庁の記録と整合することから、同事業所は、申立期間当時、申立人について、社会保険庁の記録どおりの取り扱いをしていたことがうかがえる。

さらに、B社は、「申立期間当時の資料が保存されていないため、申立期間における厚生年金保険料の控除については不明である。」としており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間において、同事業所の厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。